

資料2

ワーキンググループ報告(案)

— 地理的名称に関連するトップレベルドメインの導入について —

平成21年3月26日

第1章 新gTLDに関する状況

- (1) 新gTLD導入の経緯
- (2) ドメインの多様化の効果

第2章 新gTLDの導入に向けた検討

- (1) 新gTLDに関する手続と主な課題
- (2) 地方自治体の対応方針
- (3) 国の対応方針
- (4) 国と地方自治体との連携方策
- (5) 地方自治体の支援
 - ① 地方自治体向け新gTLDガイドラインの策定
 - ② ドメインに関する知見を有する相談窓口等の整備

第3章 今後の検討課題

- (1) ドメイン市場活性化への取り組み

(1) 新gTLD導入の経緯

① 種類の増加

- ICANNは「分野別トップレベルドメイン」の種類を増進を進めてきており、(2000年と2003年の2回)。現在、20種類のトップレベルドメインが存在するが、新たなトップレベルドメインを利用したいという要望が引き続き寄せられている

【gTLDの増加の経緯】

ICANN設立以前からのgTLD	.com .edu .mil .gov .org .net .int
2000年に追加されたgTLD	.biz .info .name .pro .museum .aero .coop
2003年に追加されたgTLD	.jobs .travel .mobi .cat .asia .tel

- 2007年9月に新しい分野別ドメイン名の導入プログラムの勧告が提出され、2008年6月にICANN理事会において採択された
 - ① 従来に比べて、申し込みに必要な条件が大幅に緩和されていること
 - ② 募集の時点で分野別トップレベルドメインの数に上限を設けないことがこれまでの募集にはない特徴

【参考】

登録商標と同じ文字列や既存のTLDに似ているもの等を除いて、特に不都合が無ければ、原則として新たな「分野別トップレベルドメイン」の利用が可能となる予定

- 2008年10月と2009年2月に、ICANN事務局が新gTLD応募者用ガイドブック(RFP)ドラフト版を順次公開するなど、新たな「分野別トップレベルドメイン」の導入に向けた準備が進められている

② 多国文字対応

- ICANNは、非ラテン文字を利用する文化圏の要望を受けて、ドメインの多国文字対応化(IDN)を進めてきた
- その結果、我が国の国別トップレベルドメインである「.jp」の場合には、2001年にトップレベルドメイン(「.jp」)を除く部分の日本語化が実現。「総務省.jp」のようなドメイン名を登録することが可能となった
- 特に、アラビア語圏の場合、右から読むアラビア文字と左から読むアルファベットが混在していると不便であることもあり、アラビア語文化圏を中心に、トップレベルドメインについても多国文字化を進めるよう要望があった
- これを受けてICANNにおいて、分野別トップレベルドメイン及び国別トップレベルドメインにおける多国文字の導入について検討が進められている
- ICANNの事務局により、多国文字による国別トップレベルドメイン実装計画案(2008年10月、2009年2月改訂)や前述の新gTLD応募者用ガイドブック案が取りまとめられている

(2) ドメインの多様化の効果

○ 新たなトップレベルドメインの導入により、たとえば次のような効果が期待されるのではないか

① 日本語による国別トップレベルドメイン

- ・ ドメイン名の多様化、ユーザーの選択肢が拡大
- ・ 企業や団体等の広報戦略、営業戦略における活用
- ・ 新規サービス(新規事業者)の導入によるサービス向上
- ・ 日本語だけで構成される分かりやすいドメイン名の実現 等

② 地理的名称に関連するトップレベルドメイン

- ・ いわゆる、インターネット版の「ご当地ナンバー」として、地域への愛着や一体感の醸成を促進
- ・ 「観光.広島」や「visit.kurashiki」、「ski.karuizawa」、「hotel.tokyo」等のインパクトのあるアドレスによって、観光情報等を国内外に発信することが可能
- ・ 「着物.京都」、「おみやげ.大阪」など、地場の名産品のアピールにも活用可能
- ・ 税収増や寄付・社会貢献等、自治体や地域住民への貢献も期待できる 等

(1) 新gTLDに関する手続きと主な課題

- 地理的名称に関連する新たな「分野別トップレベルドメイン」の導入については、申請者がそのドメイン名を管理運営することについて、政府や関連する地方自治体が「支持」又は「反対がないこと」を示すこととされている。

【参考】新gTLD申請者用ガイドブック

都道府県名等の地理的名称に関連するトップレベルドメイン名の申請については、関連する政府の文書(例えば、市町村長や都道府県知事及び総務大臣の署名入文書等)での「支持がある」か「反対がない」ことが必須

- このため、政府や関連する地方自治体の対応方針や必要となる支援等について、以下の通り整理した
- なお、新gTLDの申請手続きについては、新gTLD申請者用ガイドブックによれば、下記①～⑦のとおりとされている(順調に進めば、①～③、⑦の手続のみ)

① 申請

- ・ 参入希望者が申請期間(60日間を予定)中に申請料金を支払い、オンライン申請システムにより、申請を行う。

② 書式審査

- ・ ICANNが申請内容に不備が無いかチェックを行い、次の評価に進める申請のリストを公開する

③ 初期評価

・ 文字列のレビュー

- － 既存TLD・他申請との類似性
- － DNSの安全性・安定性への影響
- － 地理的名称であるかどうか

・ 申請者のレビュー

- － 技術面及び運用面の能力の証明
- － 財政能力の証明
- － レジストリサービス案

異議があれば、この間に異議申立を行う

④ 拡張評価

- ・ ③初期評価の下線項目について不合格もしくは更にレビューが必要と判断された場合に、1回だけ拡張評価を受けることができる

⑤ 紛争解決期間

- ・ ③初期評価期間中に、下記の4つの理由による異議申立をすることが可能であり、このような申立を受けた場合、紛争解決期間において処理することとなる
 - (1)文字列の混同による申立(String Confusion Objection)
 - (2)法的権利に基づく申立(Legal Rights Objection)
 - (3)公序良俗に関する申立(Morality and Public Order Objection)
 - (4)コミュニティからの申立(Community Objection)
 - － Openの申請にもコミュニティからの申立が行われることもある
- ・ 紛争処理手続は原則英語で進められるが、紛争処理機関の定めによっては他の言語で行われることもある
- ・ 費用は両者が前払いし、勝った方には返金され、負けた方がコストを負担する

⑥ 文字列競合の解決

- ・ 比較評価はCommunity-basedの申請にのみ行われる
- ・ 比較評価で決まらない場合とOpenの申請の場合に和解できない時はオークション

⑦ 契約に向けた調整

- ・ 理事会のレビュー
- ・ ICANNとのレジストリ契約履行
- ・ 委任前の技術的チェック
- ・ ルートゾーンへの新TLDの追加

(2) 地方自治体の対応方針

- 事業者の選定基準や選定方法等については、例えば、審査基準について、地域振興の観点など独自の基準を設けることも含めて、その自治体の意思により決定することを基本とすべきではないか
- 後述の「対応の手引き」(国別トップレベルドメインの選定例)を参考に選考の方法や実施体制を定めることが望ましいのではないか
- ドメインの運営主体が地方自治体自身となることは、特段禁止する必要はないのではないか
- 民間事業者から「支持」等の要請があるにもかかわらず、地方自治体自身が運営主体となることとした場合には、その理由を十分に説明することが求められるのではないか
- 関連する地方自治体の一部又は全部がその地域名のドメインを創設することについて反対する場合には、その意思を最大限尊重することが適当ではないか(例えば、「.関東」等のトップレベルドメイン名の創設について、1県が反対した場合)
- 地方自治体为新gTLDの申請に関与しない意思を示した場合(文書を一切出さない、ICANNからの問い合わせに応じない、意見を提出しない場合)には、その意思を尊重し、他の関連地方自治体と国のみの対応により、新gTLDの事業者選定手続等を進めることが適当ではないか

(3) 国の対応方針

- 国は、事業者選定についての地方自治体の判断を最大限尊重することが適当ではないか
- ただし、国は必ず地理的名称に関するgTLDの申請に関与することが必要ではないか
 - － ある事業者の申請について地方自治体が「支持」又は「反対しない」場合であっても、インターネットの安定的な運用や利用者保護を適切に確保する観点から財務面、技術面等に関して最低限のレベルを満たしていないと認められる場合には、国はその申請に「反対する」ことが必要ではないか
 - － 地方自治体が「関与しない」旨の意思を示した場合には、ドメイン利用の促進・活性化の観点から、他の関連地方自治体と国のみの対応により、新gTLDの事業者選定手続等を進めることが適当ではないか
- また、関連する地方自治体の一部又は全部がそのドメインの創設について「反対する」場合には、国はその意思を尊重し、ICANNにおける異議申立手続の対応等について支援することが必要ではないか
- 国は新gTLDの円滑な導入に資するため、各自治体との連携体制を構築するとともに、各種支援を実施することが必要ではないか

(4) 国と地方自治体との連携方策

- 国内の地理的名称と同一の名称のドメインについて、日本国の内外を問わず、国や地方自治体に無断でICANNに申請が行われる可能性もあり得ることから、ICANNが公表する情報について、国及び相談窓口がチェックし、関連情報を関係自治体に提供する仕組み(例えば、メーリングリスト等)が必要ではないか
- そのチェックに関し、
 - ①少数言語までチェックする場合
 - ②市町村内の区域名等までチェックする場合には、相当の労力・コストが必要になることから、国や自治体は必要となるコスト等に照らし、どの程度まで行うことが適当かについて、あらかじめ、意識の共有が必要ではないか
- 新ドメインの申請に当たって、申請企業等から国または自治体の一方に対し、「支持」又は「反対がない」旨の求め等があった場合には、速やかに国と自治体はその情報を共有することが必要ではないか
- ICANNに対し、国や地方自治体に無断で国内の地理的名称と同一の名称のドメイン申請が出された場合、状況によっては、国と関係自治体が共同で一定の対応(例えば、両者が連名でICANNに対して異議申し立て等の文書を提出すること等)を取ることも必要となるのではないか。また、こうした対応については、参考として他の自治体にも情報提供することが適当ではないか

(5) 地方自治体の支援

① 地方自治体向け「対応の手引き」の策定

○ 各自治体における検討に資するため下記の内容の「対応の手引き」を定めることが必要ではないか

- ・ ドメインの基礎知識
- ・ 事業者選定の基準（「.日本」等における選定基準の紹介）
- ・ 事業者の審査方法の例（「.日本」等における審査スキームの紹介）
- ・ 参考事例の紹介
- ・ 国と地方の連絡、連携体制
- ・ 支援窓口の連絡先、相談内容
- ・ 混乱防止のための管理運営ルールの推奨例
 - ① 予約ドメインの設定
 - ② 商標関連ドメインの優先登録
 - ③ データエスクロー契約
 - ④ 紛争処理ルール
- ・ ドメイン管理運営事業者の監督 等

○ 「対応の手引き」は、国別トップレベルドメインに関する議論との整合性に配慮しつつ、審議会の答申を踏まえて速やかに民間団体を中心に国と自治体が協力して策定し、公表することとしてはどうか

○ なお、複数の地方自治体に関係する地理的名称に関連するトップレベルドメインとしては、例えば以下の分類が考えられるため、それぞれのケースに応じて、複数の自治体に関係する場合の合意形成ルールについて指針を示すことが必要ではないか

- ・ 複数の行政地域を含む地域名（「.関東」など）
- ・ 都道府県名と市区町村名が重複している地域名（「.大阪」（府・市）、「.京都」（府・市）など）
- ・ 行政地域名以外の地域名（「.富士山」、「.尾瀬」など）
- ・ 過去に用いられたことのある行政地域名（「.陸奥」など）

（参考）合意形成ルールとして、例えば、複数の地方自治体に関係すると思われる地理的名称については、国か自治体がトップレベルドメイン申請についての「支持」等が求められた時点で、ホームページ等で公表し、例えば一定期間（1ヶ月程度）のパブリックコメント期間を設けることなどが考えられるのではないか

② ドメインに関する知見を有する相談窓口等の整備

- 新ドメインの申請に当たっては、関係者との調整(国や自治体から支持の取り付け等)やICANNへの申請書提出等が求められることから、地方自治体や申請企業からの各種問合せ等に応じる相談窓口を設けることが必要ではないか
- 相談窓口の業務としては、次のものが考えられるのではないか
 - ・ ドメインやICANN等の基礎知識
 - ・ 新ドメイン申請に関するICANNの各種ルール
 - ・ 新ドメイン申請書の記載方法
 - ・ 複数候補者が現れた場合の比較審査の実施方法
 - ・ 新ドメイン運営に関連する企業(エスクロー先)等の紹介 等
- 相談窓口の具体的な設置先としては、例えば、ドメインの選定に携わるタスクフォースの中に設けることが考えられるのではないか

(1) ドメイン市場活性化への取り組み

- 新gTLDの導入により、ドメインの市場が活性化することのほか、我が国においても、ドメイン運営のASPサービスを行う事業者やデータエスクローを行う事業者(ICANN公認エスクローエージェント)等の増加等が期待できるのではないかと
- これらの新規市場を活性化するための取り組みについて検討することが必要ではないかと
- 地理的名称に関連するgTLDの導入にあたり、財務面、技術面等に関して最低限のレベルを満たしていることを確認するための枠組みとして、インターネット関連団体等により設けるタスクフォースを活用することが考えられるのではないかと

参考資料

○ ICANN事務局が公表したIDN-ccTLD実装計画ドラフト案(2008年10月公表、2009年2月改訂)のポイントは次のとおり

- ① IDN-ccTLDの運営管理事業者がICANNに対しての申請者となる
- ② IDN-ccTLDの文字列は、国か領土の名前又はその一部若しくはその縮小型に限られる
- ③ IDN-ccTLDの申請する数には制限はないが、1つの公用語あたり、1つの文字列に限られる
- ④ 申請の準備段階において、下記の3点が含まれる推薦文書を準備することとされている
 - (1) 申請する文字列がその国名を代表する文字列であることを国又は地域が支持していること
 - (2) 申請者がそのドメインの運営管理事業者となることを国又は地域が支持していること
 - (3) IDNの言語テーブル(文字コード表)がコミュニティの支持を得ていること

○ ICANN事務局が公表したgTLD申請者用ガイドブックドラフト案(2008年10月公表、2009年2月改訂)のポイントは次のとおり

- ① Open TLD(基本的に誰でも登録可能なTLD)とCommunity-based TLD(特定のコミュニティに属する者のみ登録可能なTLD)の2種類を受け付ける
- ② 地理的名称に関連するドメイン名の申請を行うためには、関連する政府等による「支持」又は「反対がないこと」を示す署名入り文書が必要
- ③ 申請が競合した場合には原則比較審査。それでも決まらない場合にはオークション。
- ④ 申請時に18万5千ドルの申請手数料がかかる
【参考】
 - ・ 従来の提案募集時の申請金額(1回目:5万ドル、2回目:4万5千ドル)よりも大幅に高いことに反発が起きており、小規模のコミュニティが新gTLDを申請する際の障害になるのではないかとのコメント等が寄せられている
 - ・ 申請が却下された場合には、返金(2割以上)が行われることになる見込み
- ⑤ 異議申立手続には費用が必要(最終的には敗者負担)
【参考】
 - ・ 地理的名称に関連する反対については、政府がコストを負担することなく反対できるようにするようGACから提言中
- ⑥ 維持費として、年間2万5千ドルに加え、登録ドメイン数が5万以上の場合は1ドメインあたり25セントのICANNへの支払いが必要
【参考】
 - ・ 例えば10万ドメインの登録がある場合、年間3万7千5百ドル

利用されている分野別ドメイン名 (gTLD)

	用途	登録対象	レジストリ(運営者)
com	商業組織用		VeriSign(米国の株式会社)
net	ネットワーク用	世界の誰でも登録可	
org	非営利組織用		Public Interest Registry(非営利団体ISOCの下部組織)
edu	教育機関用	米国教育省公認の認定機関から認可された教育機関	EDUCAUSE(米国の非営利団体)
gov	米国政府機関用	米国政府機関および認定インディアン部族	GSA(General Services Administration;米国共通役務庁)
mil	米国軍事機関用	米国軍事機関	US DoD Network Information Center(米国国防総省ネットワークインフォメーションセンター)
int	国際機関用	国際機関	IANA(ICANNの下部組織)
info	制限なし	世界の誰でも登録可	Afilias(アイルランドの有限会社)
biz	ビジネス用		NeuStar(米国の株式会社)
name	個人名用	個人	GNR(英国の有限会社)
pro	弁護士、医師、会計士等用	弁護士、医師、公認会計士。およびそれらの分野のサービスを提供する組織	RegistryPro(米国の有限会社)
museum	博物館、美術館等用	公共の博物館、美術館、科学館、植物園、動物園等。およびそれらの施設に勤務する専門職員	CORE(Internet Council of Registrars; スイスの非営利団体) スポンサー:Museum Domain Management Association (MuseDoma)
aero	航空運輸業界用	航空運輸業界の組織および個人	Afilias(アイルランドの有限会社) スポンサー:SITA INC(スイスの株式会社)
coop	協同組合用	協同組合およびその下部組織	Oxford, Swindon & Gloucester Co-operative Society Ltd(英国の有限会社) スポンサー:DotCooperation LLC(米国の合同会社)
jobs	人事管理業務関係者用	米国人材マネジメント協会(SHRM)の会員、有給での人材管理業務経験者、資格認定機関からの認定を受けた者など	VeriSign(米国の株式会社) スポンサー:Employ Media LLC(米国の有限責任会社)
travel	旅行関連業界用	旅行業界部門に属する協会、団体、企業	NeuStar(米国の株式会社) スポンサー:Tralliance Corporation(米国の非営利団体)
mobi	モバイル関係用	モバイル機器、サービス、コンテンツの提供者。モバイルオペレーター	mTLD Top Level Domain, Ltd.(アイルランドの有限会社)
cat	カタロニアの言語／文化コミュニティ用	カタロニア語を用いる組織、個人	CORE(Internet Council of Registrars; スイスの非営利団体) スポンサー:Fundacio puntCAT(スペインの非営利団体)
asia	アジア太平洋地域の企業／個人／団体等用	アジア太平洋地域の法人、個人	DotAsia Organisation(香港の非営利法人)
tel	IPベースの電話番号用	インターネットコミュニケーション空間における、世界共通のアイデンティティ、ブランドや名前を持ちたいと思う個人および／または企業	Telnic(英国の有限会社)